

深川市農業委員会総会議事録

(第 9 回)

令和5年12月26日

開 会 1 5 時 3 0 分

閉 会 1 6 時 1 0 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美		○
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一		○
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭		○
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第9回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年12月26日(火) 15時30分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外23名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言(15時30分)

只今から、令和5年度 第9回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、木根委員、高橋委員、佐々木委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。令和5年最後の農業委員会総会になります。よろしくお願いいたします。本日は、空知農業改良普及センターの田川支所長がお見えになってまして、後ほど作物の生育状況について説明いただきますのでよろしくお願いいたします。

私も今年の営農が終わりまして、来年に向けてまた営農計画をこれから作っていかなくてはいけないのですが、なんとか深川の稲作は今年も乗り越えたのかなと思っております。生育状況は皆さんもご存じのとおりです。後から空知農業改良普及センターの田川支所長からも説明があると思います。

さて、世界情勢ですけれども、ロシアとウクライナの戦争が終わらないうちに、イスラエル、ハマス、パレスチナの戦争も始まりました。さらに、航海の海賊のことや東シナ海の中国の情勢もあり、世界情勢がなかなか大変で肥料や飼料、原油の高騰で私たちは四苦八苦しているところですが、世界情勢が落ち着かないとうまくいかないのかなと思っております。鈴木宗男先生いわくロシアとウクライナとの戦争が終われば世の中は良くなるだろうという言い方をしておりましたが、そんな簡単には世の中はうまくいかないのかなと思っております。

その中で、大企業のダイハツ、昨年はいすゞということで、工業の分野でも日本は国際競争力をどんどん失ってきているのではないかと感じておまして、農業しかり、工業しかりで日本の産業は難しい転換期を向かえているのかなと思っております。しかし、私たちは国民の食糧を支える立場として農業の希望である「人、農地、技術」に関して、しっかりと活動をして肝を据えてやっとなかなければならないところであります。

来年の通常国会が始まりますと食糧農業農村基本法の改正案も決定されるということですので、しっかりと見据えて次の世代の人達が農業で生活していけるような基盤作りの中で、私たちも頑張っていかなければならないなど思っています。

それでは、早速総会を始めますのでよろしくご審議をお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

11番増田委員、12番光富委員を指名します。

菊入会長

次に日程第2、諸般報告(1) 農業行政報告に入ります。

本日は本年の深川市農産物の生育状況について、空知農業改良普及センター北空知支

田川支所長	<p>所長 田川様にご出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(資料等に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>せっかくの機会ですのでご意見等はないでしょうか。ないようですので、田川支所長様におかれましては、次の公務が控えておりますので退席されます。田川支所長様、ご出席いただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>(田川支所長退席)</p>
菊入会長	<p>次に(2) 農業委員会業務報告を局長から報告願います。</p>
宮谷局長	<p>11月27日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第3、委員会報告に入ります。</p> <p>(1) 農地特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。</p>
清水委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。</p>
菊入会長	<p>(2) 農民特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。</p>
青木委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。</p> <p>報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。</p> <p>今月は31件で、番号1番から10番、23番から31番が売買に係るあっせん申し出、番号11番から14番は、売買と賃貸借に係るあっせん申し出、番号15番から22番が賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から22番が令和5年12月1日、番号23番以降が令和5年12月8日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
袴田主査	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>今月は2件で、1番が旧法分、2番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
後藤次長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。</p> <p>今月は4件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—の「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。</p> <p>番号2番から4番は、農業委員会内規2—(1)—の「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」に基づき、「原野」、として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。
菊入会長	<p>続きまして、日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は7件で、番号1番、2番、4番は借主の経営合理化のための解約、番号3番、5番、6番、7番が貸主が売買するための解約、そのうち番号5番から7番は貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。</p> <p>合意解約日と土地の引き渡し時期については、番号1番から4番は令和5年12月1日、番号5番以降は令和5年12月8日です。解約する土地の所在等その他詳細につ</p>

	<p>きましては記載のとおりです。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。 今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は10年間となっております。番号2番は財務省が所有している農地を隣接する農地を耕作していた方に売り払うものです。 以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。 今月は9件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この9件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p>

<p>菊入会長</p> <p>菊入会長</p> <p>成田主事補</p>	<p>それでは異議なしということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第4号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。</p> <p>今月は69件で、番号1番から25番までが売買の案件、26番から69番までが賃貸借の案件です。番号1番、16番、18番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号1番がJA資金、16番がL資金、18番が自己資金です。</p> <p>番号2番から8番、11番、12番は、出し手が老齢等により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号2番、3番、12番はJA資金、4番から8番、11番はL資金です。番号9番及び10番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号9番がL資金、10番がJA資金です。</p> <p>番号13番、20番、21番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、番号13番がJA資金、番号20番、21番が自己資金です。番号14番は、出し手が転職をするため経営移譲をするもので、経営拡大を図る新規就農者の受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。</p> <p>番号15番、19番、22番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号17番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応はJA資金資金です。</p> <p>番号23番から25番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号23番、25番が、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、番号24番は、合意解約により返還された農地及び残地を処分するためです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>番号26番以降は、賃貸借の案件です。番号26番、27番、35番、36番については、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号26番、27番、35番は10年間、番号36番は5年間です。番号28番及び29番は、出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも10年間です。</p> <p>番号30番から32番は、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも10年間です。番号33番は、出し手が転職をするため経営移譲をするもので、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。</p> <p>番号34番は、出し手の労働力不足による経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号37番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は5年間です。</p> <p>番号38番から69番は全て再設定の案件となっております。このうち番号42番、49番は、再設定と併せて出し手の残地の貸し付けも行うものです。これら再設</p>
--------------------------------------	---

	<p>定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっておりますので、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
袴田主査	<p>記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。</p> <p>報告のありました法人数は7件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら7法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第6号 現況証明書の交付について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。</p> <p>今月は1件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。11月17日に廣田委員・吉川委員・光富委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳から雑種地として現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「雑種地」との意見を頂いております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>

菊入会長

以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。

(総会終了 16時10分)